

日中一時支援（日帰り利用）事業について

<日中一時支援事業について>

日中一時支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の「地域生活支援事業」に位置づけられており、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものである。

神戸市では、保護者又は家族の疾病や冠婚葬祭等の一時的なニーズに対応する「日帰り利用」と、保護者の就労等の継続的なニーズに対応する「障害児タイムケア」※の2体系に分けて実施する。

※ 障害児タイムケアを実施する事業者については、実施事業者を公募し、既に選定済み。

<日帰り利用について>

(1) 対象者

市内に居住する知的障害者及び障害児であって、保護者又は家族の疾病その他の理由により、障害者支援施設等での日帰り利用を必要とする者(当面の間、身体障害者及び精神障害者は日帰り利用の対象としない。)

※ 知的障害者については、障害程度区分が1以上であること。

※ 市内居住とは、市内に住民登録があること。

(2) 自立支援給付(介護給付)の短期入所との関係

日帰り利用希望者は福祉事務所で「短期入所の支給決定」を受け、当該支給量の範囲内で「日帰り利用」を利用するものとする。また、「短期入所」申請時に「日帰り利用」を希望していなくとも、支給量の範囲内で「日帰り利用」を利用することが可能。

(3) 利用日数

「短期入所」の支給量から短期入所の利用日数を差し引いた範囲内。

日帰り利用は4時間未満であれば1/4日、8時間未満であれば1/2日、8時間以上であれば3/4日でカウントされる。

支給量7日/月の場合の利用例

① 3泊4日の短期入所+8時間未満の日帰り利用6回(1/2日×6回)=7日

② 8時間未満の日帰り利用10回(1/2日×10回)+4時間未満の日帰り利用8回(1/4日×8回)

=7日

(4) 決定の有効期間

自立支援給付(介護給付)の短期入所の支給期間による。

(5) 費用単価及び利用料

費用：4時間未満であれば、「短期入所」1日分単価の1/4，8時間未満であれば1/2，8時間以上であれば3/4

利用料：費用の1割，ただし，生活保護世帯は0円

食費：実費，ただし，低所得の食費負担減免有り

※利用料は，利用者負担上限額管理及び高額障害福祉サービス費いずれの対象にもならない。

費用単価

(単位)

		4時間未満	8時間未満	8時間以上
障害者	区分1	123	245	368
	区分2	123	245	368
	区分3	140	281	421
	区分4	156	312	467
	区分5	189	378	566
	区分6	222	444	666
障害児	区分1	123	245	368
	区分2	148	296	444
	区分3	189	378	566

食事提供加算	30
--------	----

(6) 送迎

原則，施設による送迎はなし。

(7) その他

- ① 「週3～5日」など長期継続的な利用は不可。また，デイサービスの利用も，日帰り利用の趣旨と異なるため不可。
- ② 施設通所者が日帰り利用扱いで同一施設内に遅くまで残ることについては，緊急やむを得ない事情による場合は可。ただし，継続的な利用は不可。

(8) 利用の流れ

利用者	<ul style="list-style-type: none">・直接、日中一時支援（日帰り利用）の認定を受けた事業者（以下、「日帰り利用認定事業者」という）に利用を申し込む。
利用者及び日帰り利用認定事業者	<ul style="list-style-type: none">・利用契約を締結。・利用料、食費等は利用者より直接徴収してください。・利用の都度、「障害福祉サービス 契約内容等記入表」の「短期入所事業者提供実績記入欄」に日帰り利用の実績を記入してください。「日数」は4時間未満であれば0.25日、8時間未満であれば0.5日、8時間以上であれば0.75日と記入してください。

(9) 費用請求関係

利用者及び日帰り利用認定事業者	<p><u>各月ごと</u></p> <ul style="list-style-type: none">・サービス提供実績記録票（※）に利用者の印をもらってください。 <p><u>サービス提供月の翌月10日まで</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「サービス提供実績記録票（写）」（※）, 「明細書」（※）, 「請求書」（※）を神戸市役所保健福祉局障害福祉部障害者支援課に送付してください。 <p>請求額 = (費用単価に基づき算定される当月の費用総額) × 90/100 (生活保護世帯は 100/100)</p>
神戸市障害福祉部	<ul style="list-style-type: none">・請求内容を確認審査の上、請求月の翌月末に費用をお支払いします。

※ 様式について

サービス提供実績記録票、明細書、請求書の様式については、自立支援給付の様式を準用します。